

11月は「国民年金推進月間」です!



年金制度は「世代と世代の支え合い」

国民年金は、現在の現役世代の納める国民年金保険料が高齢世代の生活を支え、現役世代が高齢者になったときには、次の世代の納める保険料がその生活を支える制度です。

受給額が低いといわれている1985年以降に生まれた方についても、平均的に長生きした場合、国民年金では、納めた保険料の1.7倍の給付が受けられます。(厚生労働省試算)

一生涯にわたり受給できる終身年金です。



あなたの暮らしを支える3つの基礎年金

[金額は平成16年度の額]

65歳になったら…

老齢基礎年金

年金額 794,500円(40年間納付した場合)

万が一病気やけがで障害を負ったら…

障害基礎年金

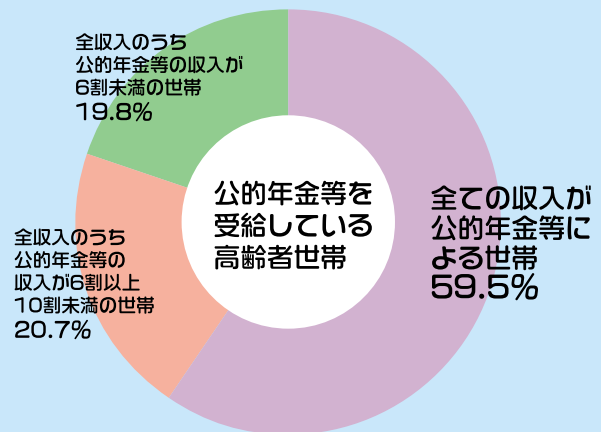
年金額 1級障害 993,100円
2級障害 794,500円

一家の大黒柱が亡くなったら…

遺族基礎年金

年金額 妻と子ひとりの場合 1,023,100円
子(1人)の場合 794,500円

生活を支える公的年金



高齢者世帯:65歳以上の人だけで構成するか、または、これに18歳未満の未婚の人が加わった世帯

休日・時間外の年金相談

国民年金推進月間の11月、県内の社会保険事務所では、次の日程で休日・時間外の年金相談を行います。

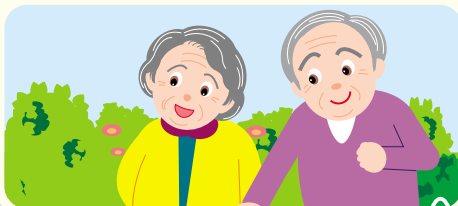
この機会に、ぜひ、ご利用ください。

●休日相談

11月6日(土)・7日(日)
午前9時から午後4時半まで

●時間外相談

11月8日(月)から12日(金)
午後5時から午後7時半まで



お問い合わせ 沖縄社会保険事務局年金課 TEL.098-941-0734

Q

保険料を納めようという気持ちがあるが、

A 将来年金が減額になったり、もらえなくなった場合、また、万が一の場合の障害年金や遺族年金が支給されない場合もあります。相当の資産があるにもかかわらず納めない者に対しては、財産の差し押さえも行っていきます。

Q

国民年金の保険料はどのように納めようか?

A □座振替での納付をお願いします(平成十七年四月より割引制度が導入されます)。それ以外の場合は、納付書により、各金融機関及びコンビニエンスストアで納めます。インターネットバンキングも利用できます。

Q

先日、会社を退職しました。国民年金へ加入したいのですが、加入手続きはどのように行いますか?

A お住まいの市町村役場で加入手続きを行ってください。

